

平成24年5月臨時市議会

提 案 説 明 要 旨

総 社 市

本日、5月臨時市議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用のなか、お繰り合わせ御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろから市議会をはじめ市民の皆様には市政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、本臨時会で提案いたします6件の議案につきましてご説明申し上げます。

まず1件目としまして、議案第44号「工事請負契約締結の変更」についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、議決案件にもかかわらず、ご報告が遅れ、本日の議案提出となり、皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことに深く反省し、お詫び申し上げます。

申し訳ございませんでした。

このたびの変更は、契約金額を

2億8,465万5,000円から

3億1,166万8,350円に

変更しようとするもので、予定価格が1億5千万円以上であることから市議会の議決を得ようとするものでございます。

今後は、契約議決をいただいた事案に変更が見込まれるような場合は、

速やかに市議会へ報告することを職員に徹底するとともに、事務執行について改正・研究を行い、二度とこのようなことのないよう努める所存でございます。

次に、報告第2号は、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告に関するものでございます。

次に、承認第1号から承認第4号までの4件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成24年3月31日専決処分したものでございます。内容は、地方税法等の改正による総社市税条例の一部を改正するもの、都市計画税条例の一部を改正するもの、国民健康保険税条例の一部を改正するもの及び一般会計補正予算において歳入では、市税、地方交付税及び市債等の確定及び確定見込みに伴うものや、歳出では、基金積立金の積立額確定等に伴い増額するものでございます。

引き続きまして担当の職員から説明させますので、十分御審議をいただきまして、いずれも適切な御議決を賜りますようお願いいたします。

以上で、提案説明とさせていただきます。